

柔道整復療養費検討専門委員会の 議論の整理に係る検討(案)

療養費検討専門委員会における議論の整理 に係る対応スケジュール(案)

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

第8回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会(平成28年11月2日)の資料を基に作成

①同一建物の複数患者への往療の見直し

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

②「亜急性」の文言の見直し

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

⑨支給申請書様式の統一

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

⑭不適正な広告の是正

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

6. 引き続き検討するもの

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

療養費検討専門委員会における議論の整理
に係る対応スケジュール(案)に係る
進捗状況及び今後の検討

①同一建物の複数患者への往療の見直し

⇒ 平成28年10月1日から施行済み。

②「亜急性」の文言の見直し

- 現在の留意事項通知(平成9年4月17日付け保険発第57号)では、「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと」とされている。
- 29年3月21日の専門委員会に、次ページのとおり、留意事項通知に
 - ① 負傷の原因が明らかであること。(具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。)
 - ② 身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであることを追記する事務局案を示したが、一部反対意見があった。
- このため、事務局において、引き続き調整を行っているところ。

○ 具体的には、留意事項通知を、以下の通り改正する。

柔 一 4
29. 3. 21

【改正案】	【現行】
第1 通則 5 療養費の支給対象となる負傷は、 <u>負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない</u> 急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。 <u>なお、負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない</u> 急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。 <u>また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、急性又は亜急性、すなわち身体の組織の損傷の状態が急性又は急性に準ずるものであり、慢性に至っていないものであること。</u> <u>(注) 負傷の原因は、具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u> 単に「亜急性の外傷」や「急性に準じる外傷」のような具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。	第1 通則 5 療養費の支給対象となる負傷は、 急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。 なお、 急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。

③～⑨について

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

⇒ 平成29年度中に判断に迷う事例の収集を予定

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み

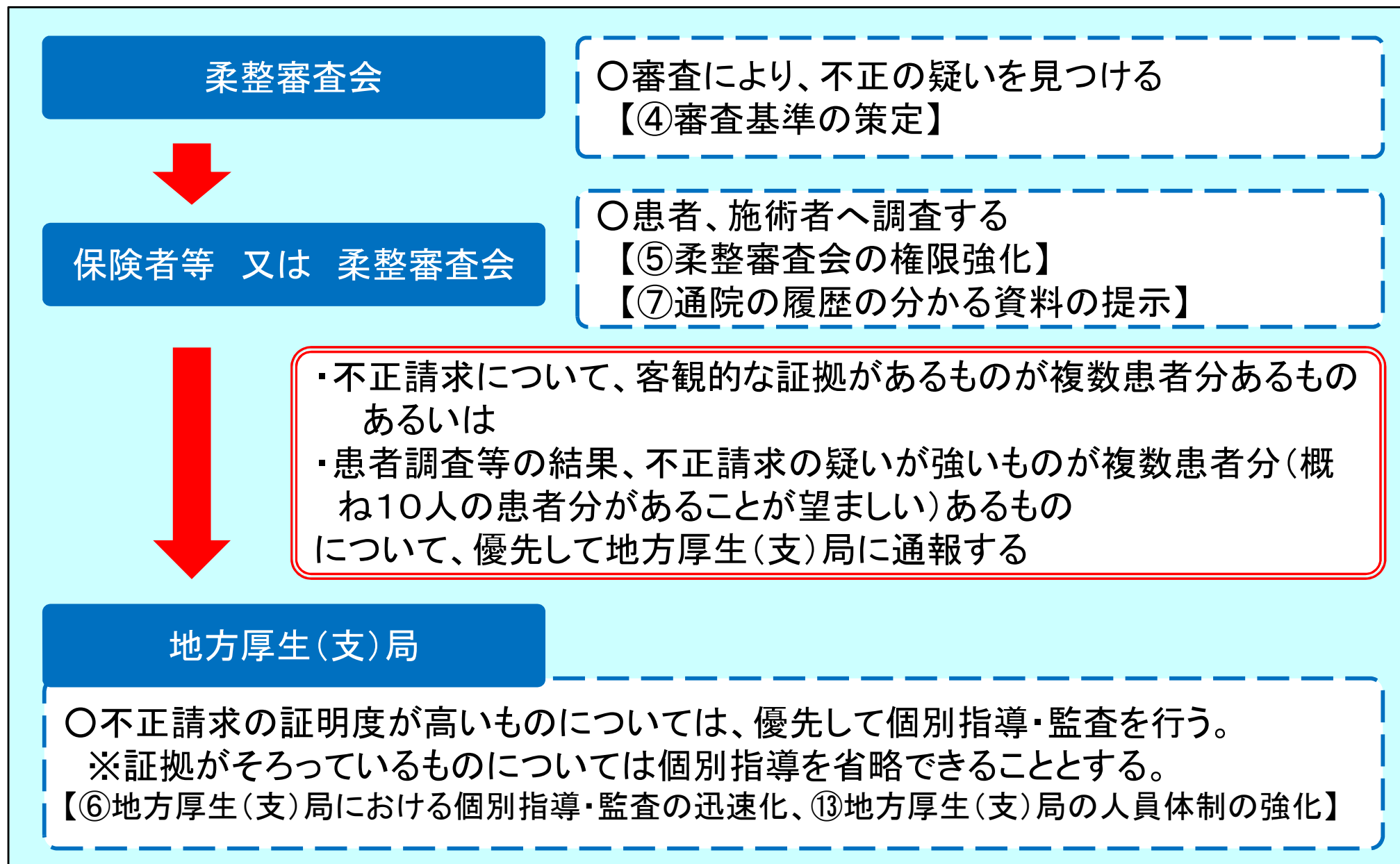
⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

⑨支給申請書様式の統一

⇒ 平成29年10月1日から実施済み

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ



柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生（支）局	①集団指導（人）			②個別指導（件）			③監査（件）			④中止等（件）			（参考）情報提供		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
北海道	541	430	760	3	0	4	0	3	0	0	3	0	26	20	13
東北	263	226	184	14	10	7	2	1	1	0	1	0	40	46	48
関東信越	1,094	1,057	1,681	15	10	12	4	9	3	3	5	4	166	232	262
東海北陸	387	378	398	19	21	19	1	0	0	1	0	0	69	107	82
近畿	931	934	774	50	22	31	19	4	8	11	9	1	100	169	145
中国四国	146	192	147	11	10	6	2	3	1	1	3	1	45	54	43
四国	130	137	101	5	4	4	2	3	1	0	2	1	29	12	13
九州	608	589	524	5	12	19	5	3	3	3	2	3	73	95	101
計	4,100	3,943	4,569	122	89	102	35	26	17	19	25	10	548	735	707

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復の施術に係る受領委任の取扱いの中止等事例一覧（平成 28年度）

	中止等年月日	都道府県	中止等 区分	中止等理由	備考（公表資料の具体的な内容等）
1	平成28年6月1日	東京都	中止	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・施術内容を付け増して療養費を請求 ・算定基準を満たしていない療養費を請求
2	平成28年7月22日	長崎県	中止	不正請求	・算定基準を満たしていない療養費を請求
3	平成28年8月4日	東京都	中止相当	不正請求	・複数回にわたり正当な理由なく監査を欠席（監査拒否）
4	平成28年9月27日	大阪府	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・往療の必要がないものを療養費請求
5	平成28年10月4日	鹿児島県	中止相当	不正請求	・算定基準を満たしていない療養費を請求
6	平成28年12月1日	愛媛県	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求
7	平成28年12月28日	東京都	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・施術内容を付け増して療養費を請求 ・算定基準を満たしていない療養費を請求
8	平成29年1月28日	東京都	中止相当	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求 ・実際には勤務していない施術者のものを療養費請求
9	平成29年2月28日	熊本県	中止相当	不正請求	・施術内容を付け増して療養費を請求
10	平成29年3月1日	岡山県	中止相当	不正請求	—

※ 事例の内容等については地方厚生（支）局の公表資料より抜粋

※ 「中止等区分」欄にある「中止相当」とは、監査の対象となった柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した後に行政措置が決定したもの

柔道整復の施術に係る療養費の不正請求等の事例（平成 28 年度 公表分）

公表資料からみる不正請求等の事例（再掲）

	不正等の事例	施術所数	主な不正等の内容
1	架空請求	5	・実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求したもの
2	付増請求	3	・施術日数を付け増して療養費を請求していたもの ・実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していたもの
3	監査拒否	1	・正当な理由なく監査を欠席したことによるもの
4	その他	6	・往療を必要とするやむを得ない理由がないにもかかわらず、患家で行った施術を療養費を不正に請求したもの ・実際に勤務していないにもかかわらず、療養費を不正に請求していたもの ・算定基準を満たしていない療養費を請求していたもの

⑦関係 「白紙署名」について

- 平成28年9月23日の議論の整理では、「白紙署名の問題に関して、施術毎に署名を求めることとしてはどうかとの意見があった。これに関しては、実際に患者が受領しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施する。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術書に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴が分かる資料の提示を求めることができる仕組みを導入する」とされ、後段については平成29年10月から実施されている。
- 一方で、これまでの専門委員会で、更に施術毎に署名を求めるべきとの意見がある。

論 点

架空請求を防止するための方策について、どう考えるか。

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

- 本年4月からの実施に向け、11月20日の専門委員会で、事務局から「施術管理者の要件について(案)」をお示しし、平成30年1月16日に、関係通知の改正を行ったところ。
- 現在、研修実施法人の手続きを行っているところであるが、これからテキストの作成等を行うため、研修の実施は平成30年度の夏以降になる見込み。
- このため、平成30年4月から、新たに施術管理者になる場合には、実務経験と研修の受講が必要となるが、平成30年度においては、受領委任の届出から1年以内に、施術管理者の研修を受講すればよい旨の経過措置を設けることとしたい。

○平成30年度における研修の緩和措置について(案)

1. 対象者

平成30年度において、新たに施術管理者となるための実務経験(1年)の要件を満たしており、施術管理者として、受領委任の取扱いの届出(申出)を行うこととしている者。

2. 実務経験

原則どおり、実務経験期間証明書により、実務経験の期間証明をする。

3. 研修受講の特例

受領委任の届出(申出)から1年以内に、施術管理者の研修を受講すること。

※平成30年度は、研修実施機関において年度当初から研修の実施体制が困難な見通しであること。

※平成31年度以降は、研修実施機関において平成30年度中に平成31年度の研修計画を策定し、周知をする。

※更に、やむを得ない理由によって研修が受けられない場合については、検討する。

→ 2, 3を満たさなかった場合には、受領委任の取扱いを中止する。

施術管理者の要件について(報告書概要)

〔現行〕

- 施術管理者になるには現在には要件がなく、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能。



〔見直し〕

- 新たに受領委任制度の施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を課す

(1) 実務経験

- 実務経験の期間については、段階実施の実施状況を踏まえつつ、最終的には3年とすることを軸に検討
- 平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年、その後の平成34年度、35年度は、実務経験を2年とする、段階実施について検討

(2) 研修の受講

- 研修の科目
 - (1) 職業倫理について
 - (2) 適切な保険請求
 - (3) 適切な施術所管理
 - (4) 安全な臨床
- 16時間以上・2日間程度で実施することを基本として検討

(3) 施行日

- 平成30年度から施行するよう検討

【お知らせ】 柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う

「施術管理者」の届出※の際 は、

実務経験と研修の受講が要件 となります。

※個人契約の場合は「申出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまででは柔道整復師の資格のみとされていましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年3月末に施術管理者の方も、平成30年4月以降、新たに届出をし直す場合などは、同じく対象となります。関係の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

★ただし、以下の方は特別に届出が認められます。裏面をご覧ください。

平成30年3月の国家試験で資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画の方

特例

平成30年4月から「施術管理者」になるための要件として新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなりますが、以下に該当する場合の届出をすることにより施術管理者の登録が認められます。

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、
すぐに施術管理者となる計画をしている方

1. 対象者

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、**4月1日～5月末日まで**に、施術管理者となる届出をした方

(届出には、以下2.と3.を実行する確約書の添付が必要となります。)

2. 必要な実務経験 (実務研修)

特例の対象者については、1年間の実務経験の代わりに、受領委任の**届出から1年以内**に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、**合計7日間相当(1日あたり7時間程度)の実務研修**をすること。

施術所の要件
① 施術管理者として継続した管理経験が3年以上あること。 ② 現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。

3. 研修の受講

受領委任の**届出から1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

《注意》2. 3. を満たさなかった場合、**受領委任の取扱いを中止**します。

- 上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」(平成29年3月27日付)を基に行われています。

- 同報告書は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。
【厚生労働省ホームページ】

社会/保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

○病院、診療所（指定保険医療機関）での従事期間について

- また、実務経験の対象施設については、受領委任を取り扱っている施術所とされているが、平成29年3月27日の「施術管理者の要件について」では、実務経験の期間を3年とする場合、病院、診療所（指定保険医療機関）での従事期間について、最長2年まで（実務経験の期間を2年とする間は最長1年まで）実務経験の期間として参入することを認め、残りの1年以上は施術所における実務経験を求めることについて、関係者の意見を踏まえ検討すべきとされている。

論 点

実務経験の対象施設における指定保険医療機関の取扱いについて、どう考えるか。

○勤務場所別の勤務柔道整復師数

	勤務柔道整復師数	割合
施術所	18,301人	81.4%
病院	523人	2.3%
一般診療所	3,649人	16.2%
合計	22,473人	100.0%

※施術所の勤務柔道整復師数は、平成26年衛生行政報告例(平成26年末時点)から推計(就業柔道整復師数(63,873人)から施術所数(45,572施設)を減じることにより推計)。

※病院及び一般診療所の勤務柔道整復師数は、平成26年病院報告(平成26年10月1日時点)による常勤換算人数。

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

- 初検時相談支援料について、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討することとされている。
- 一方、平成30年4月から、新たに施術管理者となる場合には実務経験や研修受講を要件とする仕組みが導入されることから、その中で差異を設けることは現時点では難しくなっている。
- このため、現時点では、初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定できる旨、再度徹底を図ることとする。

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

- 現在、一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく、調整を行っているところであり、引き続き実施に向け作業を進める。
- 電子請求の導入に当たって、現行の療養費支給申請の流れや電子請求の導入に当たって検討すべき具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始したところ。

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

- 平成29年度厚生労働省機構・定員査定において、柔道整復療養費対応分を含め、医療指導官監査官の増員(全体で8人)が認められた。
- 平成30年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、8人の増員が認められており、引き続き人員体制の確保に努める。

⑭不適正な広告の是正

- 柔道整復の広告について、ガイドラインの作成を検討し、ガイドラインに基づき、不適正な広告を掲げている施術所への指導を徹底する。

大まかなスケジュール(案)

現在 都道府県に対する実態調査を集計中

年度内～ ガイドライン作成を含む広告に関する検討会を開催予定

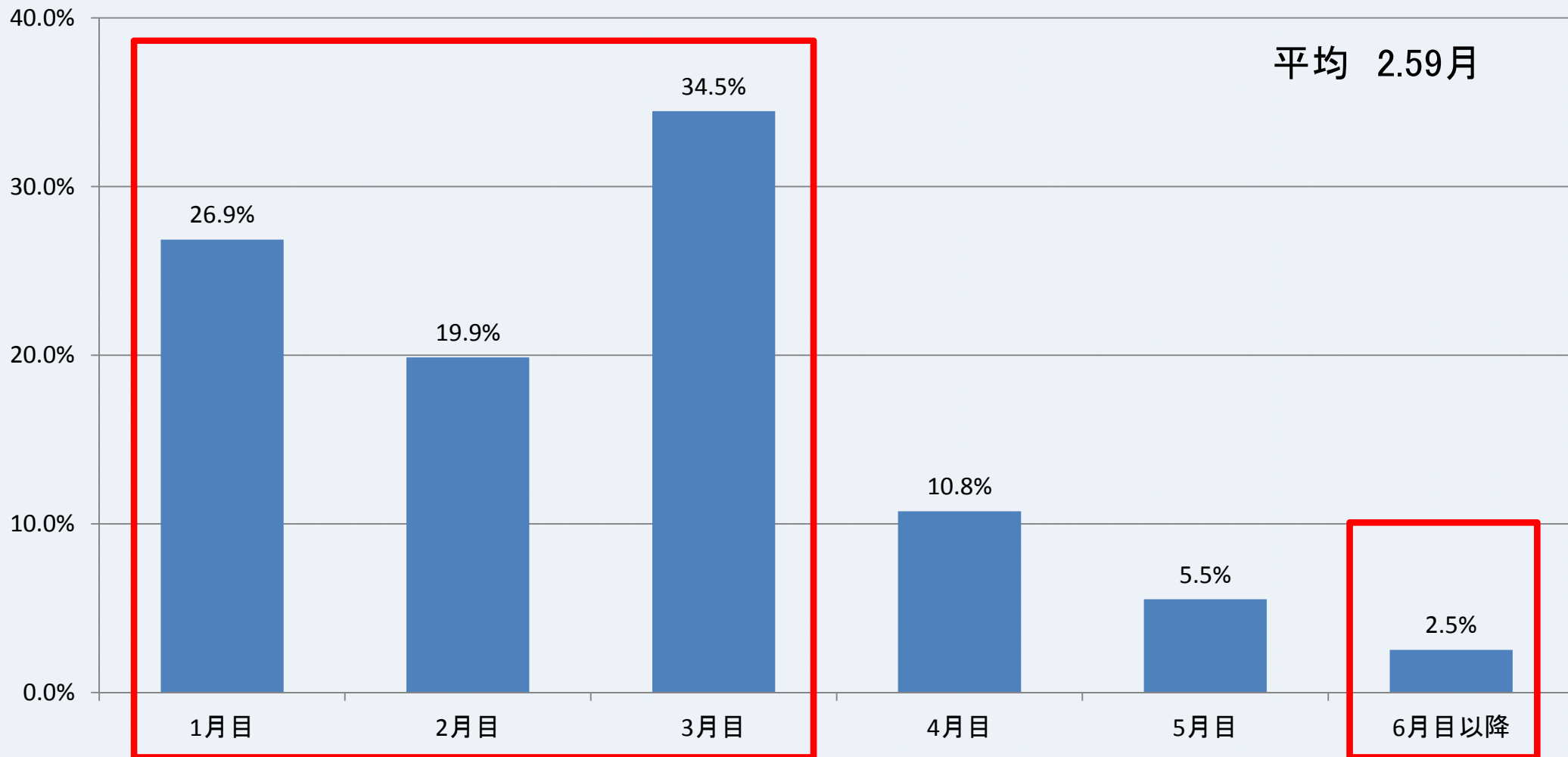
⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

○ 長期施術については、

- 打撲、捻挫の施術が3か月を超過した場合、支給申請書に「長期施術継続理由書」を添付することとされている。
- 初検から5か月を超過した部位に係る施術料金は80%に逡減することとされている。

○ 頻度調査(平成28年10月分の支給申請書の抽出調査)によれば、3月目までに「治癒」なった支給申請書の割合は、81.3%であり、6月目以降に「治癒」なった支給申請書の割合は、2.5%となっている。

平成28年10月時点で転帰が「治癒」となった支給申請書について ＜初検月からの経過月数の分布状況＞



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した平成28年10月柔道整復療養費支給申請書を基に分析

・ 国民健康保険 1/60

・ 後期高齢者医療制度 1/50

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30

負傷原因別の治癒までの期間

	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6カ月以上		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
骨 折	4	15.4%	9	34.6%	6	23.1%	3	11.5%	1	3.8%	3	11.5%	26	100%
不全骨折	2	22.2%	1	11.1%	4	44.4%	1	11.1%	0	0.0%	1	11.1%	9	100%
脱 臼	12	92.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	13	100%
打 撲	3,780	30.7%	2,574	20.9%	4,046	32.9%	1,101	8.9%	557	4.5%	248	2.0%	12,306	100%
捻 挫	5,147	24.2%	4,077	19.2%	7,567	35.6%	2,526	11.9%	1,318	6.2%	610	2.9%	21,245	100%
合 計	8,945	26.6%	6,661	19.8%	11,623	34.6%	3,631	10.8%	1,876	5.6%	863	2.6%	33,599	100%

※ 平成28年10月柔道整復療養費支給申請書より(抽出率補正なし)

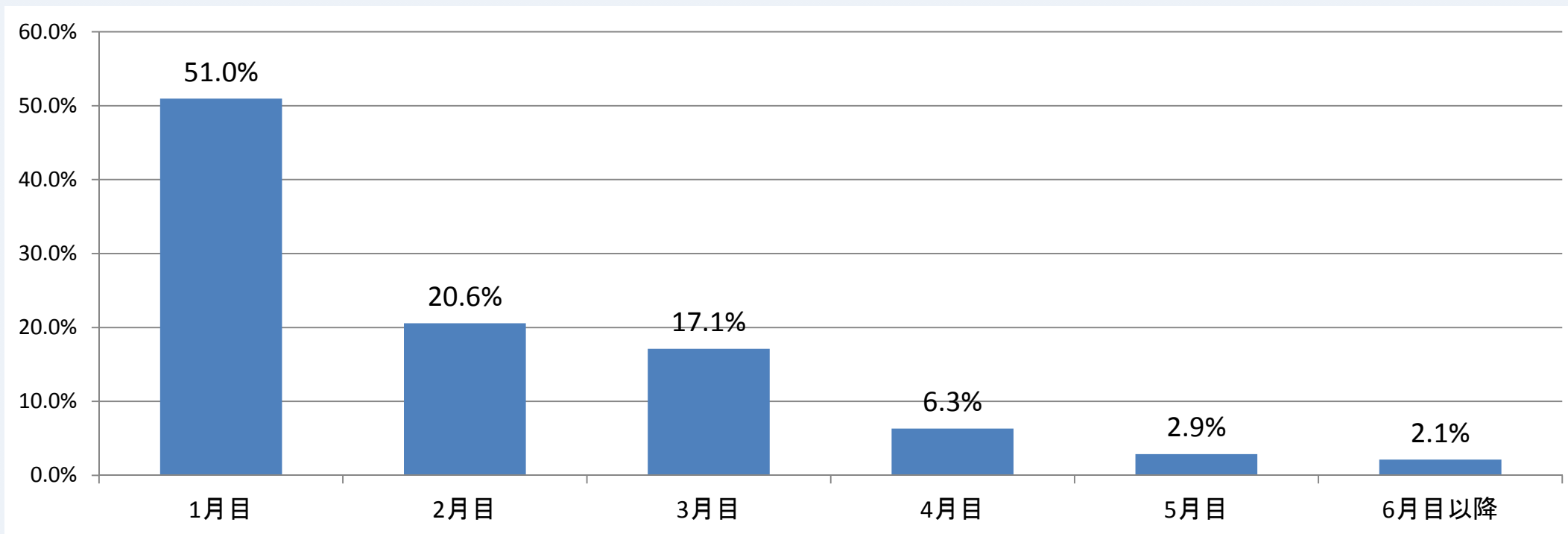
- 「治癒」までの期間が6月以上のものの件数・全体に占める割合を、負傷原因別にみると、以下のとおりとなっている。

負傷原因	6月以上の件数	6月以上の割合
骨折	3件	(11.5%)
不全骨折	1件	(11.1%)
脱臼	1件	(7.7%)
打撲・挫傷	248件	(2.0%)
捻挫	610件	(2.9%)

- また、月16回以上の施術の件数・全体に占める割合を、負傷原因別にみると、以下のとおりとなっている。

負傷原因	16～20回		21回以上	
	件数	割合	件数	割合
骨折	31件	(13.3%)	31件	(13.3%)
不全骨折	2件	(5.6%)	—	
脱臼	3件	(12.5%)	1件	(4.2%)
打撲・挫傷	2,069件	(4.2%)	1,045件	(2.1%)
捻挫	4,508件	(4.5%)	2,393件	(2.4%)

初検月からの経過月数と施術回数の分布



【経過月数別の施術回数の分布状況】

	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目以降
1～5回	74.3%	61.8%	57.5%	58.1%	53.5%	49.7%
6～10回	15.6%	21.4%	23.9%	22.7%	25.1%	24.8%
11～15回	6.0%	9.5%	10.8%	10.9%	12.3%	14.2%
16～20回	2.9%	4.9%	5.0%	5.3%	6.3%	7.0%
21～25回	1.1%	2.1%	2.5%	2.8%	2.8%	3.9%
26回以上	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.4%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出した平成28年10月柔道整復療養費支給申請書を基に分析

・ 国民健康保険 1/60

・ 後期高齢者医療制度 1/50

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30

⑩柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

- 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態については、保険者で名寄せをして調査していただく必要があり、今後、調査方法等について保険者と調整する。

⑪支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

- 支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいと、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。

論 点

支給申請書における負傷原因の1部位目からの記載について、どう考えるか。

(参考1)

○健康保険法施行規則(大正15年7月内務省令第36号)

第66条 法第87条第1項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに負傷の経過

四～九 (略)

2～4 (略)

○ 昭和49年より「負傷の原因」欄には、次の各項目(4の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載することで足りるものとされた。

1 業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。

2 第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)

3 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()

4 職務上(通勤)の原因による。

(注1)2に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)3に該当するときは、()内に具体的な傷病の原因を記載すること。

(参考2)

○「柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について(通知)」(平成16年5月28日付け保医発第0528001号)

標記については、「『業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。』、『第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)』、『業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。』」等の記載で差し支えないこととしているが、平成16年7月1日以降の施術分より、以下のように取扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮を願いたい。

記

施術部位が4部位以上の請求書において、4部位目を所定料金の100分の33に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を療養費支給申請書に記載することとしたこと。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について

(1) 3部位以上の請求に係る負傷の原因について

本年9月1日以降の施術分から、施術部位が3部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)において、3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。

(2) (略)

⑮問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

- 問題のある患者について、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とされている。
- 現在、あはき療養費についても、同様の仕組みについて検討しているところであり、その検討状況を踏まえながら引き続き検討する。